

西海市 訪問型サービス(独自)サービスコード表(令和4年10月1日以降)

サービスコード 種類	項目	サービス内容略称	算定項目	合算 単位数	算定単位
A2	1111	訪問型サービスI	イ 訪問型 サービス費 (独自) (I) 事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度)	1,176	1月につき
A2	2111	訪問型サービスI日割		39	1日につき
A2	1211	訪問型サービスII	ロ 訪問型 サービス費 (独自) (II) 事業対象者・要支援1・要支援2(週2回程度)	2,349	1月につき
A2	2211	訪問型サービスII日割		77	1日につき
A2	1321	訪問型サービスIII	ハ 訪問型 サービス費 (独自) (III) 事業対象者・要支援2(週2回を超える程度)	3,727	1月につき
A2	2321	訪問型サービスIII日割		123	1日につき
A2	2411	訪問型サービスIV	ニ 訪問型 サービス費 (独自) (IV) 事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度)※1月の 中で全部で4回まで	268	1回につき
A2	2511	訪問型サービスV		272	
A2	2621	訪問型サービスVI	ホ 訪問型 サービス費 (独自) (VI) 事業対象者・要支援1・要支援2(週2回程度)※1月の 中で全部で5回から8回まで	287	
A2	1411	訪問型短時間サービス		167	
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20 人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 10%減算	1月につき
A2	8000	訪問型サービス特別地域加算	特別地域加算	所定単位数の 15%加算	1月につき
A2	8001	訪問型サービス特別地域加算日割		所定単位数の 15%加算	1日につき
A2	8002	訪問型サービス特別地域加算回数		所定単位数の 15%加算	1回につき
A2	8100	訪問型サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の 10%加算	1月につき
A2	8101	訪問型サービス小規模事業所加算日割		所定単位数の 10%加算	1日につき
A2	8102	訪問型サービス小規模事業所加算回数		所定単位数の 10%加算	1回につき
A2	8110	訪問型サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の 5%加算	1月につき
A2	8111	訪問型サービス中山間地域等加算日割		所定単位数の 5%加算	1日につき
A2	8112	訪問型サービス中山間地域等加算回数		所定単位数の 5%加算	1回につき
A2	4001	訪問型サービス初回加算	チ 初回加算	200単位加算	200 1月につき
A2	4003	訪問型サービス生活機能向上連携加算 I		(1)生活機能向上連携加算(I) 100単位加算	
A2	4002	訪問型サービス生活機能向上連携加算 II		(2)生活機能向上連携加算(II) 200単位加算	
A2	6269	訪問型サービス待遇改善加算I	又 介護職員待遇改善加算 ※所定単位は、イからりまでにより算定した単位数の合計	(1)介護職員待遇改善加算(I) 所定単位の137/1000 加算	
A2	6270	訪問型サービス待遇改善加算II		(2)介護職員待遇改善加算(II) 所定単位の100/1000 加算	
A2	6271	訪問型サービス待遇改善加算III		(3)介護職員待遇改善加算(III) 所定単位の55/1000 加算	
A2	6278	訪問型サービス特定待遇改善加算I	ル 介護職員等特定待遇改善加算 ※所定単位は、イからりまでにより算定した単位数の合計	(1)介護職員等特定待遇改善加算(I) 所定単位数の63/1000 加算	
A2	6279	訪問型サービス特定待遇改善加算II		(2)介護職員等特定待遇改善加算(II) 所定単位数の42/1000 加算	
A2	6281	訪問型独自サービススペースアップ等支援加算	ヲ 介護職員等ベースアップ等支援加算	所定単位数の24/1000 加算	

色分けルール
・水色⇒新設 ・黄色又は赤字⇒変更 ・灰色⇒廃止